

4. 高齢者の医療と健康

(1) 後期高齢者医療制度

75歳以上の方と、一定の障がいがあり加入手続きをした65歳以上75歳未満の方の医療制度です。

《問い合わせ先》
国保年金課
Tel 421-6126 Fax 424-8931

【内 容】

◇一部負担金

医療を受けた場合の自己負担は、所得に応じて1割・2割または3割負担となります。1ヶ月の医療費の自己負担額が定められた限度額を超えた場合は、高額療養費の支給が受けられます。

◇一部負担金の上限

住民税非課税世帯の方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」を、自己負担が3割の方のうち住民税課税所得が690万円未満の方は「限度額適用認定証」を提示すると、医療機関等で限度額以上のお支払いをする必要がなくなります。

なお、限度額認定証等は、事前に市役所での申請が必要です。

※マイナンバーカードの保険証利用登録が済んでいる場合は、医療機関等でマイナンバーカードを保険証として利用すると、オンライン資格確認の仕組みにより限度額適用認定証等を提示することなく医療費の窓口負担をあらかじめ限度額までに抑えることができます。

◇入院時食事代

住民税非課税世帯の方は入院時に「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示すると、お食事代を低く抑えられます。(遡っての支給はできません。)

※マイナンバーカードの保険証利用登録が済んでいる場合は、医療機関等でマイナンバーカードを保険証として利用すると、オンライン資格確認の仕組みにより限度額適用認定証等を提示することなくお食事代を抑えることができます。

※長期入院該当となる方はオンライン資格確認に反映されないため、市役所での申請が必要です。

(2) 訪問歯科診療

印旛郡市歯科医師会四街道地区会では、「歯科診療を受けたいけれど、病気等で通院できなくなった方」を対象として、訪問歯科診療事業を実施しています。

《問い合わせ先》
四街道地区訪問歯科係
(医療法人祥仁会 訪問部)

Tel 047-419-2828

月曜～金曜 10時～12時、13時～19時
土曜 10時～12時、13時～18時

【対象】 歯科医療機関へ通院ができない方

【内容】 むし歯や歯周病の治療、入れ歯の作成・調整・
修理、口腔機能回復など

【費用】 医療保険・介護保険の扱いとなります。

(3) 健康増進のために

《問い合わせ先》

健康増進課

Tel 421-6100 Fax 421-2125

【検診・健診】

◇以下の検診・健診を実施しています。年齢によって受けられる検診・健診が異なります。
日時・会場等の詳細については、市政だより・ホームページでご確認ください。

検診項目：胃がん検診・大腸がん検診・肺がん検診・特定健診(健康診査)・
肝炎ウイルス検診・乳がん検診・子宮頸がん検診・骨粗しょう症検診・
おとなの歯科健診

【歯・口腔相談】

◇歯科医師による歯科健診・相談、歯科衛生士による歯みがきについてのアドバイス
会場：保健センター
日時については、お問い合わせください【予約制】



歯・口腔相談
申し込みフォーム

【健康相談】

◇保健師・看護師・栄養士によるからだやこころの相談
・血圧測定
・尿検査
・健康診断の結果説明や食事相談
・味噌汁の塩分濃度測定

会場：保健センター

日時については、お問い合わせください【予約制】



健康相談
申し込みフォーム

【高齢者インフルエンザ予防接種】

◇インフルエンザ発病後の重症化予防のため、インフルエンザワクチン予防接種を行っています。

対象は、接種当日満65歳以上の方となります。(自己負担金あり)

実施時期等の詳細については、市政だより・ホームページでご確認ください。

【高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種】

◇肺炎の重症化予防のため、肺炎球菌ワクチン予防接種を行っています。

(自己負担金あり)

◇対象となる年に市から案内通知が届きます。詳細についてはお問い合わせください。

